

平成 22 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 シグマ・ゲイン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 沢司  
問合せ先 取締役管理本部長 星野 史也  
( TEL.03 - 5521 - 2660 )

### 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

平成22年6月4日付にて、弊社の株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき、株主総会の招集を請求する書面（添付別紙参照。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

弊社は、当該請求を受けて、平成22年7月下旬に臨時株主総会を開催すべく、昨日（平成22年6月15日）に基準日公告を弊社IR頁（<http://www.sigmagain.com/ir/index.php>）の「電子公告」に掲載いたしておりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

なお、当該請求に対する弊社の意見として、（2）の剰余金配当の件について、弊社取締役会においても剰余金の配当を従前より検討していたことから「賛成」とし、（1）定款一部変更の件及び（3）取締役2名選任の件については「中立」とする取締役会決議が既になされております。

以上

## 株主総会招集請求書

請求人は、シグマ・ゲイン株式会社の株主で、発行済株式総数137,757,375株の100分の3以上の株式を有するものであるから、会社法297条1項に基づき、下記の通り上記会社の株主総会の招集を請求いたします。

## 記

## 1 株主総会の目的である事項

## (1) 定款一部変更の件

変更内容は、次のとおりとします。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>シグマ・ゲイン</u> 株式会社と称し、英文では、 <u>Sigma Gain Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>ユートピアキャピタル</u> 株式会社と称し、英文では、 <u>Utopia Capital Co., Ltd.</u> と表示する。
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都港区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>埼玉県川口市</u> に置く。
(剰余金の配当等の決定機関) 第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。	(剰余金の配当等の決定機関) 第29条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。
(新設)	<u>附則</u> 第1条 第1条(商号)の変更は、平成22年9月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、期日経過後これを削除する。
(新設)	第2条 第3条(本店の所在地)の変更は、平成22年8月30日までに開催される取締役会によって決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。尚、本附則は、効力発生日の経過後これを削除する。

## (2) 剰余金配当の件

配当財産の種類

## 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当会社普通株式 1 株につき金 10 円 総額 13 億 7,757 万 3,750 円 ( 自社株式分は除く )

剰余金の配当が効力を生じる日

平成 22 年 8 月 31 日

( 3 ) 取締役 2 名選任の件

取締役候補者は、次のとおりである。

候補者 番号	氏 名 ( 生年月日 )	略歴、当該会社における地位及び担当 ( 重要な兼職の状況 )	所有す る当該 会社の 株式数
1	加藤 修 ( 昭和 38 年 11 月 23 日 )	昭和 62 年 4 月 株式会社山本寛齋入社 平成 2 年 9 月 公認会計士吉田元亮事務所入社 平成 14 年 11 月 有限会社スリーエッチシー入社 平成 15 年 11 月 同社 取締役社長就任 ( 現任 ) 平成 16 年 11 月 通信管理販売業協同組合 監事就任 ( 現任 ) 平成 17 年 3 月 株式会社 D S S & T 監査役就任 ( 現任 )	
2	犬塚 伸仁 ( 昭和 48 年 9 月 25 日 )	平成 9 年 4 月 野村證券株式会社入社 平成 12 年 9 月 大和証券 S M B C 株式会社 入社 平成 14 年 9 月 株式会社リクアット・ソリューション 入社 平成 15 年 10 月 株式会社キャピタルデザイン 代表取締役 ( 現任 ) 平成 21 年 6 月 株式会社イーヴァ 代表取締役 ( 現任 )	

## 2 招集の理由

( 1 ) シグマ・ゲイン株式会社は、レピュテーションを良くするためにも、社名変更を実施すべきであり、また現在本社事務所がある虎ノ門は地価が高く、地価の安い場所へ移転すべきである。また、当該会社は、上場廃止後、事業の整理を行い、キャッシュフローの充実を進め、現在、現預金を 13 億程積み立てていることを会社側に確認しているが、これを株主へ還元すべきであり、この還元は今後の会社の方向性を決めることになるため、実施するか否かは取締役会ではなく、株主総会において決断されるべきである。ついては、定款第 1 条、第 3 条、及び第 29 条の変更を提案する。

( 2 ) 上記 ( 1 ) 記載のとおり、早急に株主還元すべきであることから、当該会社の現在の財務状況を鑑み、1 株当たり 10 円の剰余金配当を行うことを提案する。なお、剰余金配当の基準日は、当該臨時株主総会の基準日と同じ日であることを希望する。

( 3 ) 当該会社は、上場廃止した以上、資産の資金化を急ぐべきであり、当該職務に適当な人物を経営に加えるべきであることから、取締役 2 名の選任議案を提案する。

( 4 ) 以上より、本書面到達の日から 8 週間以内の日を総会開催日とする臨時株主総会を招集するよう請求する。

以 上